

広報



Garden City Ashiya

減免・軽減特集

臨時号 平成27年(2015年) 5月15日発行

発行/芦屋市役所

☎ 0797-31-2121 ㊚ 0797-38-2152

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

㊚ http://www.city.ashiya.lg.jp/

㊚ info@city.ashiya.lg.jp

■問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127

減免・軽減制度のお知らせ

問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127

市では、一定の要件を満たすかたを対象に、市税の非課税・減免制度、国民健康保険料、介護保険料などの減額制度や、負担を軽減する制度を設けています。

主に経済的理由のあるかた・高齢のかた・障がいのあるかたを対象にした「減免・軽減制度」の概要についてお知らせします。

制度を受けていただくには、それぞれ申請書や必要書類等を提出(提示)していただく必要があります。納期限より遅れて申請されますと、過ぎた納期分については減免できないなど、制度ごとに取り扱いが異なりますので、詳しくは、各担当課(係)までお問い合わせください。



主な施設使用料等の減額・免除

保健センター

問い合わせ ☎311586

【使用料・手数料免除】

■対象 70歳以上のかた、市民税が非課税世帯のかた、または「生活保護法」の規定による保護を受けているかた等

■概要 ①保健センターが実施する胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・かく痰細胞診検査・大腸がん検診にかかる自己負担金を全額免除
②保健センターでの診断書・証明書発行手数料を全額免除

■申請 印鑑を持参の上、「保健センター」使用料免除申請書を保健センターへ提出

歯科センター

問い合わせ ☎310658

【手数料免除】

■対象 「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた

■概要 診断書・証明書発行手数料を全額免除

■申請 印鑑を持参の上、「歯科センター」使用料免除申請書を歯科センターへ提出

芦屋病院

問い合わせ ☎312156

【文書料免除】

■対象 「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた

■概要 文書料を免除

■申請 印鑑を持参の上、「使用料等免除申請書」を受付窓口へ提出

■対象 障がい者手帳の交付を受けているかたおよび介護者1人

■概要 駐車場料金の免除
■申請 当該手帳を受付窓口へ提示

休日応急診療所

問い合わせ ☎212782

【手数料免除】

■対象 「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた

■概要 診断書・証明書発行手数料を全額免除

■申請 印鑑を持参の上、「休日応急診療所」使用料等免除申請書を休日応急診療所へ提出

自転車駐車場

【定期使用料減額】

■対象 ①生活保護世帯のかた
②障がい者手帳の交付を受けているかた
③学生のかた

■概要 ①②のかたは定期使用料の半額
③学生のかた

額を減額③のかたは定期使用料の3割を減額します。
■申請 各自転車駐車場へ
■問い合わせ

JR芦屋駅北	☎312988
JR芦屋駅南	☎312988
JR神打駅	☎323569
阪神芦屋駅南	☎6570
阪神芦屋駅西	☎7343
阪急芦屋川駅北	☎4134
阪急芦屋川駅南	☎3695
阪急芦屋川駅南	☎3695

あしや温泉

問い合わせ ☎320204

【市民の入浴料減額】

■対象 市内在住の①65歳以上のかたおよび12歳以上の障がい者手帳の交付を受けているかた②6歳以上12歳未満の障がい者手帳の交付を受けているかた③6歳未満の障がい者手帳の交付を受けているかた

■概要 ①380円を260円に減額
②130円を80円に減額

■申請 住所と年齢の確認できるもの(運転免許証等)・障がい者手帳等要件を確認できるものを提示

※休業日 毎週火曜日、第1・3水曜日(ただし祝日の場合は営業) 1月1日・3日

社会教育関係施設

施設名	減額・免除内容	対象	申請	開館時間等
市民センター ☎31-4995	【施設使用料減免】 市民センター(市民会館・公民館)で社会教育に関する事業を行う場合に、施設使用料の3割を減免	社会教育関係団体に登録している団体・市民会館指定団体・福祉団体	使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体登録承認書、市民会館指定団体承認書または福祉団体利用登録書を窓口へ提示	■開館時間 <平日・土曜>午前9時~午後9時30分<日曜・祝日>午前9時~午後5時まで(大ホールのみ午後9時30分) ■休館 火曜日・8月13日・14日
美術博物館 ☎38-5432 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852	【観覧料半額免除】 観覧料金の半額減免	①65歳以上のかた ②障がい者手帳の交付を受けているかたおよび介護者1人	①年齢を確認できるもの(運転免許証等)②当該手帳をそれぞれ施設の窓口へ提示	■開館時間 午前10時~午後5時 ■休館 月曜日※月曜日が祝日の場合は、翌火曜日休館
体育館・青少年センター ☎31-8228	【施設使用料減免】 対象団体が、①社会教育に関する事業②福祉に関する事業を行う場合施設使用料の3割を減免	①社会教育関係団体に登録している団体 ②福祉団体	使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体登録承認書および指定団体承認書を窓口へ提示	■開館時間 午前9時~午後9時 ■休館 第1・3月曜日
海浜公園水泳プール ☎22-8861	【使用料半額減免】 温水プール使用料を半額減免	①市内在住の65歳以上のかた②市内在住で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたおよび前述の手帳に第1種の記載があるかたの介護者1人③市内在住で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたおよび介護者1人	①住所と年齢を確認できるもの(免許証等) ②③当該手帳等を窓口へ提示	■開館時間 <平日・土曜>午前10時~午後9時 <日曜・祝日>午前9時~午後6時 ■休館 月曜日
公共施設利用者の駐車場使用料(共通)	【使用料全額免除】 駐車場使用料を全額免除	①障がい者手帳の交付を受けているかたが運転する自動車②これらのかたの介護者が運転する自動車	当該手帳を提示	

※障がい者手帳とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳です。